

保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）と必要量

◆保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）について

教育・保育給付認定とは、保育園や認定こども園、事業所内保育事業等の地域型保育事業を利用する場合に必要な手続きで、保育の必要性や必要量を判定するものです。教育・保育給付認定は、保育園等入園申込と同時の手続きとなりますので、別途手続きの必要はありません。認定は、下表のとおり3つの区分に分かれます。

区分	認定基準	対象等
1号認定	教育標準 時間認定	児童が満3歳以上で、教育を希望される場合 【利用先】認定こども園（幼稚園枠）、新制度の幼稚園
2号認定	満3歳以上 保育認定	児童が満3歳以上で、「保育の必要性の事由」に該当し、 保育園等での保育を希望される場合 【利用先】保育園、認定こども園（保育枠）
3号認定	満3歳未満 保育認定	児童が満3歳未満で、「保育の必要性の事由」に該当し、 保育園等での保育を希望される場合 【利用先】保育園、認定こども園（保育枠）、地域型保育事業

※狛江市には令和6年4月1日現在、新制度に移行する幼稚園はありません。

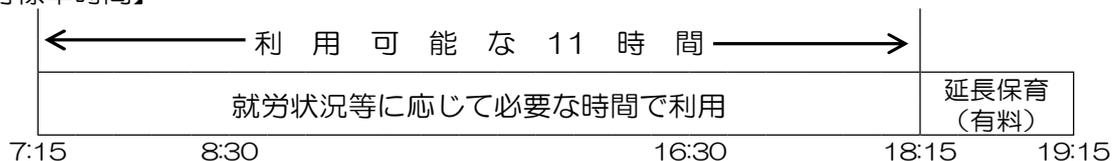
※「保育の必要性の事由」については、6ページをご参照ください。

◆保育の必要量について 2号及び3号認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」に分類されます。

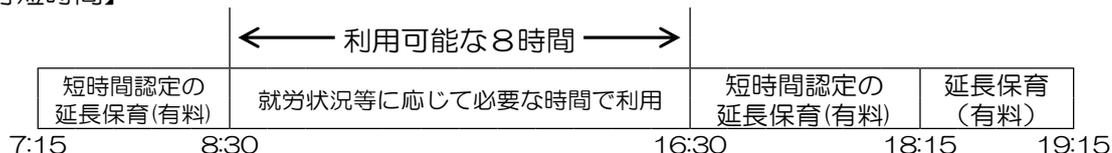
保育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> ・1日11時間の枠の中で必要に応じて保育を利用
保育短時間	<ul style="list-style-type: none"> ・1日8時間の枠の中で必要に応じて保育を利用 ・保育施設入園後に弟妹の育児休業を取得された場合

保育利用時間のイメージ（公立保育園の例）

【保育標準時間】



【保育短時間】



- ※1 市内保育施設では、保育短時間の利用可能な保育時間は8時30分～16時30分としています。（施設により保育短時間の利用可能時間が異なる場合がございます。各施設にご確認ください。）
- ※2 開所時間や延長保育時間、月齢に応じた利用可能時間は各施設で設定しています。詳しくは12～17ページをご確認ください。
- ※3 保育短時間の延長保育料は公立15分150円です。私立は各園にご確認ください。

市内保育施設・事業の種別

令和6年4月1日現在

	施設種別	施設数	対象年齢	保育時間	延長保育	土曜日開所	食事	保育料		入園(利用)申込先
								月額	納付先	
施設型給付対象施設	市立保育園	4	0歳～5歳	11時間	有り	有り	給食	市の定める金額 (無償化対象児童を除く)	市	市
	私立保育園	16	0歳～5歳 ※3歳までの園あり		各施設による					
	私立認定こども園 (保育認定枠)	1	0歳～5歳		有り					
地域型保育事業	小規模保育事業	4	0歳～2歳 ※各施設による	13時間以上	各施設による	各施設による	給食	各事業者が設定した額	施設	施設
	事業所内保育事業 (地域枠)	1			無し	有り				
認可外保育施設	認証保育所	3	各施設による	13時間以上	-	有り	弁当持参	42,000円	施設	施設
	家庭福祉員	2	0歳～2歳	8時間	無し	無し				

◆市へ入園(利用)を申込む保育施設・事業について

認可保育園 ①～⑳ (番号は次ページの施設・事業一覧)

国の定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を満たす保育施設で、児童福祉法に基づく施設です。運営は国や都、市の公費や保育料等でまかなわれています。

認定こども園 ㉑

幼稚園と保育園両方の機能を併せ持った教育・保育を一体的に行う施設です。また、地域における子育て支援を行う機能も備えています。

地域型保育事業 ㉒～㉖

子ども・子育て支援新制度において創設された2歳児クラスまでの児童を保育する新たな認可保育事業です。1か月の利用者負担額(保育料)は、認可保育園等と同じく世帯の市区町村民税所得割額により算定します。受入年齢に制限があるため、卒園後の認可保育園等への転園に当たっては、優先的に利用調整されます。なお、1歳児クラスまたは2歳児クラスへの進級の際は、優先的な利用調整の対象外です(さつき家庭保育室を除く)。また、地域型保育事業は認可外保育施設ではないため、調整指数10の「認可外保育施設」の対象外です。

小規模保育事業	6～19名の定員で家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行います。定員や児童1人あたりの面積等の基準により、A型、B型、C型の3類型に分かれます。
事業所内保育事業	会社等事業所の保育施設等で、従業員の子どもだけでなく地域の子どもも一緒に保育を行います。

認可外保育施設 ㉗～㉓

児童福祉法上の保育所に該当するものの、認可を受けていない保育施設であり、東京都へ届出を行っているものです。